

成人年齢引き下げに伴う琴浦町成人式の開催方針について

総務課

1 背景

平成30年6月、民法の一部を改正する法律により、成人年齢が令和4年4月1日より20歳から18歳に引き下げられることとなった。

成人式の実施時期や在り方について法律上の定めはなく、各地方公共団体の判断で実施されており、令和4年度以降の琴浦町成人式の対象年齢を検討する必要がある。

2 方針

現行どおり、年度内に20歳を迎える方を対象として開催する。

3 理由

(1) 18歳を対象とした場合、進学や就職など進路選択の時期と重なり、新成人本人や家族の負担が大きく、参加しにくいことが想定される。

(2) 18歳を対象とした場合、令和4年度の対象者が3学年分となり、式典運営に支障が生じる恐れがある。

(3) 飲酒及び喫煙等の法律上の年齢制限は20歳のままとされており、一般成人と同様の権利を行使し、義務を負うことになる年齢を節目とすることが適当であると考えます。

(4) 高校卒業後、進学や就職などで地元を離れて町外へ出ている方も多い。20歳でそれぞれの環境に慣れた頃の方が帰省しやすく、一度琴浦から離れる経験や数年会っていない中学時代の旧友と親交を深めることで、改めて地元の良さを見直す機会になると考える。

4 式典の名称について

「成人式」は用いず、20歳の節目にふさわしい名称を検討していく。

例：「二十歳を祝う会」や「二十歳のつどい」等

5 周知について

広報、町ホームページ等で周知する。

6 参考(成人式の本来の趣旨)

次代を担う若者の新しい出発を祝い励ますとともに、成人としての義務と責任の自覚を促すこと。(1948年に「1月15日は大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます日」と成人の日が制定される。新成人たちが両親や周りの大人たちに保護されてきた子供時代を終え、大人の社会へ仲間入りすることを自覚するための儀式(成人式)を行う日)

7 令和4年度の開催予定について

(1) 日時 令和5年1月3日(火) 11時00分～(受付：10時00分～)

(2) 会場 琴浦町生涯学習センター まなびタウンとうはく 4階多目的ホール